



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 クリナップ株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 強一
(コード番号 7955)
問合わせ先 執行役員コミュニケーション部担当
湯澤 弘己
(TEL 03-3894-4771)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 当社グループの事業の現状に則し事業内容の明確化を図るとともに、事業の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして所要の変更を行うものであります。
- ② 株主総会において、より充実した情報の開示を図るため、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主に提供したものとみなすことができるよう定めるものです。
- ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、書面または電磁的方法により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう定めるものであります。
- ④ 上記の変更に伴う条数の変更および文言の統一等、条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙に記載のとおりであります。

3. 変更の日程

| | |
|-----------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 23 年 6 月 28 日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 23 年 6 月 28 日 |

以 上

(下線は変更部分を表します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. (条文省略)</p> <p>6. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および土地造成</p> <p>7. ～10. (条文省略)</p> <p>11. <u>有料老人ホームの経営に関する事業</u></p> <p>12. ～16. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>17. (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は<u>必要がある場合</u>に随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第15条～第21条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第24条～第36条 (条文省略)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を<u>支払う</u>。</p> <p>第38条～第39条 (条文省略)</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. (現行どおり)</p> <p>6. 不動産の売買、賃貸、管理および土地造成</p> <p>7. ～10. (現行どおり)</p> <p>11. <u>有料老人ホームの経営</u></p> <p>12. ～16. (現行どおり)</p> <p>17. <u>宿泊施設の経営</u></p> <p>18. (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は<u>必要ある場合</u>に随時これを招集する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第16条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第39条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を<u>行う</u>。</p> <p>第40条～第41条 (現行どおり)</p> |